

英語法助動詞の意味論（9）

中　　野　　弘　　三

3.4.3. 文脈的要因

これまでの数節で助動詞の核意味の意味成分、特に意味核の内容を考察してきた。ここで、核意味の意味成分とかかわって法助動詞のさまざまな意味(法性)、用法を生み出す文脈的要因の検討に移ろう。本稿が想定する、核意味に関する文脈的要因は、本稿の序論に述べたように、次の核意味表示の一般形式における変項Xで示した（音語）外的要因、変項Pで示した命題の種類、および、このような核意味を持つ法助動詞を含む文の発話の意味構造、の三つのものである。

(3.132) CAUSE (X, MM (P))

〈注〉 MMは意味核の略号

これら三つの文脈的要因の各々と核意味の関係についての詳しい考察に入る前に、どのような視点からこれらの文脈的要因と核意味の関係を考察するのかを述べておこう。

法助動詞が表す法性を分類すると、次の6種類に分類できる。

- 1) 認識的法性
 - i) 主觀的認識的法性
 - ii) 客觀的認識的法性
- 2) 義務的法性
 - i) 遂行的義務的法性
 - ii) 非遂行的義務的法性
- 3) 動的法性
 - i) 主語指向的動的法性
 - ii) 中立的（命題指向的）動的法性

英語の法助動詞の各々は、これらの種類のうち3～5種類の法性を表すことができるが、本稿の分析では、法助動詞の表す各種の法性は当の法助動詞が固有に持つ意味ではなく、法助動詞

が（固有に）持つ核意味と、上述の文脈的要因の相互関係によって生じるものと考える。さらに言えば、筆者は、法助動詞の核意味は法助動詞が様々な文脈で用いることができるようになり包括的な内容のものであり、各法助動詞の個々の意味は専ら文脈的要因に依存して決定されると考える。たとえば、法助動詞が表す認識的法性、義務的法性、動的法性は、一般には法助動詞が固有に持つ（法助動詞に内在する）意味として扱われているが、本稿の分析においては、これらの法性は法助動詞自体が表す意味ではなく、法助動詞が用いられている文そのものの意味の中に含まれており、法助動詞はその意味を文からいわば「引き出す」というふうに捉えるのである。

なお、このように認識的法性、義務的法性、動的法性は法助動詞固有の意味ではないと述べると、法助動詞や法副詞などをなぜ「法」表現と呼ぶのか、本稿の立場に対して疑問が生じてこよう。本稿で法助動詞を「法」表現と呼ぶのは、一つには、それぞれの法助動詞が「可能性」(possibility), 「必然(要)性」(necessity), 「蓋然性」(probability)といった論理的法概念(→§1.1.2., §1.1.3.6.2.)をその意味核に含んでいるからであり、また一つには、たとえ文から「引き出す」という考え方をとるにせよ、法助動詞の意味機能は専ら認識的法性、義務的法性、動的法性という法性にのみ関係するものだからである。

さて、法助動詞が、上述のように、文に既に含まれている法性を「引き出す」と考えるとすると、法助動詞を含む文自体の意味構造が問題となる。本稿では、このような意味構造として既に§2.5.でその概略を示した「発話の意味構造」というものを想定して文の意味分析を行なう。本稿の法助動詞の意味分析において、核意味と文脈的要因の関係のなかで最も重要なものは核意味と発話の意味構造の関係である。そこで、まず文の発話の意味構造についてここでもう一度説明を行ない、その発話の意味構造に法助動詞がどのようにかかわって各種の法性を「引き出す」かを考察することにしよう。

3.4.3.1. 発話の意味構造

文が潜在的にある種の法性を表す力を持つことを見るために、まず(3.133)のような法表現を含まない平叙文（以下これを「定言的」(categorical) 平叙文と呼ぶ）の意味構造の考察から始めよう。

- (3.133) a. John is serious.
- b. John came here.

一つの文が意思伝達の場で発せられた際、聴者に伝えられる意味全体を「発話の意味」と呼ぶとすると、(3.133)のような定言的平叙文の発話の意味は次の四つの内容を含むと考えられる。

- ①命題：John-be-serious/John-come-here という事態の存在／発生
- ②命題の真実性（truth）：命題の内容が真（事実）であること¹⁶⁾
- ③命題態度：命題の真実性についての話者の認識（知識／信念）
- ④発話の目的【意図】：（3.133）の文を発する話者の目的

(3.133) の定言的平叙文を発することによって聽者に伝達される内容の第一は、①の命題であって、(3.133a) (3.133b) の命題は、それぞれ、John-be-serious という事態が存在すること、John-come-here という事態が過去に発生したこと、である。(3.133) の定言的平叙文が伝える第二の内容は、命題の表す事態が現実に存在する／発生した、すなわち、命題が真である、という命題の真実性である。(3.133) が②の内容を含むことは、(3.133) の命題の真実性を否定する節を後続させると矛盾文が生じることからわかる。

(3.134) *John is serious/John came here, but that's not true.

また、定言的平叙文は、次の文脈での話者Bの発言におけるように、命題の真実性を表現することを第一の目的として用いられることがあることも定言的平叙文に②の内容が内在することを示していると考えられる。

16) 定言的平叙文が②命題の真実性（truth）の意味を含むと考えることは、言語表現の意義（sense）と指示（reference）の観点からも正当化される。名詞句を考えると、たとえば

(i) I want to keep *a/the dog*

における名詞句 *a/the dog* の意義である「犬」という概念は主要部の *dog* が表し、一方、名詞句の指示対象（referent）の指示上の特性は冠詞が表す。名詞句の指示対象の指示上の特性とはその指示対象の存在の仕方であり、それが特定的な存在であるか否か、現実世界に存在するか否か、といった特性である。たとえば、(i) の定冠詞は *dog* の指示対象が現実の世界に存在する特定の犬であることを、一方、不定冠詞は *dog* の指示対象が現実ではなく願望の世界に存在する不特定の犬であることを表す。このように、名詞句の場合は主要部の名詞が意義を表し、冠詞が名詞句の指示（上の）特性を表す。そして、たとえば *a/the dog* のような名詞句の意味という場合には、その意味は *dog* の意義だけでなく、名詞句の指示対象の指示特性をも含む。

言語表現の中で名詞句に類似した意義と指示の両側面を持つものは文（節）であり、文（節）の意義を成すものはその命題であり、文（節）の指示対象となるものはその真理値である。文の一種である定言的平叙文の場合も、当然、その命題はその文の意義であり、その命題の真理値はその文の指示対象である。したがって、名詞句の意味が「名詞の表す意義+指示対象の指示特性」であるのに平行して、定言的平叙文の意味には「その文の意義（命題）+指示対象の指示特性（命題の真実性）」が含まれることになる。このように、命題の真実性は、言語表現の意義と指示という観点から見ると、定言的平叙文の意義（命題）に対応して、その指示特性を成すものであり、名詞句のそれに平行して、定言的平叙文の意味の不可欠な構成要素である。なお、この問題の詳しい考察は中野（1991）で行なっている。

(3.135) A : Everybody says that he is serious.

B : Yes, he is indeed serious. (=Yes, that's quite true.)

③と④の内容は、定言的平叙文が発話された場合に遂行される発話行為の意味効果、すなわち発話の力 (illocutionary force) であるが、これについては後に述べる。

①と②の内容は、③、④と異なり、定言的平叙文が遂行する発話行為の種類とは無関係に常にその文に含まれる内容である。また、既述の（→§3.4.2.2.）命題の種類との関係で言うと、①と②は定言的平叙文に含まれる真理命題が表す意味である。真理命題の意味内容①、②は定言的平叙文本来の固有の意味内容であると考えられるので、ここで、①、②の内容と定言的平叙文に含まれる要素およびその統語構造との関係を見ておくことにしよう。たとえば、(3.133b) の統語構造は、変形生成文法の標準的な分析に従うと、次のように分析される。

(3.136) [s' [s [NP John] INFL [VP come here]]]

(3.136) の NP と VP を構成する John-come-here という語の連続が表す意味は、(3.133b) の命題①の実質的内容を成す。(3.136) には NP と VP に加えて INFL が含まれるが、ここで INFL が発話の意味にどのようにかかわるのかを説明しておかねばならない。本稿では INFL は時制 (tense) と法性 (modality) を表す (要素) を含むという従来から一般的な説を取り入れた上で、INFL については次のような内容を含むと仮定する。

(3.137)

$$\text{INFL} \rightarrow \left\{ \begin{array}{l} \text{Tense, Ind(icative), (Modal)} \\ \text{Imp(erative)/Sub(junctive present)/to} \end{array} \right\}^{17)}$$

INFL の内容として Imp を含む命令文、仮定法現在 (Sub) を含む節 (e.g. He demanded that she come.), to を含む不定詞節 (e.g. He ordered her to come.) においては、(3.137) に示したように、INFL は時制 (Tense) を含まないが、その他の節 (文) においては INFL は時制、および直説法標識 (Ind) (そして随意的に法助動詞 (Modal)) を含む。本稿の分析においては、命令文・仮定法現在節・不定詞節のような特殊な節 (文) 以外の節 (文) では、INFL は時制と法性を含み、直説法標識は命題が真であるという無標の (unmarked) (または「法化されない (unmodalized)」) 真理的法性 (truth modality) を表すものと仮定する。したがって、(3.136) の構造を持つ定言的平叙文においては、INFL に含まれる時制と NP-VP が表す事態、すなわち

17) この INFL 展開規則はいわゆる「仮定法過去」(subjunctive past) をどのように扱うかを示していない。この扱いについて筆者にまだ明確な考えがないからであるが、現在のところでは時制 (tense) の一用法とすることが可能ではないかと考えている。

ち, John-Tense-come-here が①の命題を, INFL に含まれる直説法標識 Ind が②の命題の真実性を表すと見なすことになる。(3.133b) が表す①と②の意味を (3.136) の構造から得る過程を考えると, 意味解釈のあるレベルで(GB 理論でいう LF のレベル, ないしはその後のレベルで), INFL に含まれる Ind が命題 John-Tense-come-here をその作用域に含む位置に, ちょうど GB 理論で想定される QR (数量詞繰り上げ) に相当する操作によって¹⁸⁾, 次に示すように, 繰り上げられると仮定しなければならない。

- (3.138) [s' [s Ind [s John Tense come here]]]

ただし、この繰り上げは、主節のように、その命題が独立して真であり得る節においてのみ適用され、その命題が主節から独立した真実性を持ち得ない従節においては適用されないものと考える。たとえば、

- (3.139) a. Mary will come here if John does.
 b. Mary came here because John did.
 c. Mary came here before John did.

においては、話者は従節の表す命題が主節の命題から独立して真であると主張しているわけである。

18) もし Ind が LF で繰り上げられると仮定すると、数量詞を含む定言的平叙文においては、数量詞を Q で表すとすると、

(i) [_{s'}[_s Ind [_s Q [_s NP Tense VP]]]]]
 (ii) [_{s'}[_s Q [_s Ind [_s NP Tense VP]]]]]

のように、Ind と Q のどちらかが他方より広い作用域を持つ場合が生じることが予測される。この予測が事実に合致しているどうかは、否定辞が Ind を否定する否認の例を調べて見るとわかる。数量詞を含む文が否認に用いられるとき、

- (iii) $[_s'[_s \sim \text{Ind} [_s Q [_s \text{NP Tense VP}_1]]]]$
- (iv) $[_s'[_s Q [_s \sim \text{Ind} [_s \text{NP Tense VP}_1]]]]$

のように、数量詞 Q が $\neg \text{Ind}$ [= it is not true] の作用域の内と外の二通りの解釈を持つことが予測され、この予測は事実に合致している。たとえば、

(v) Speaker A: Everybody loves Mary.

(b) everybody doesn't.
のような対話において、話者Aの発言の内容に対する話者Bの否認の仕方はa), b)二通りある。このうちa)は‘It is not true that everybody loves Mary’の意で、(iii)の構造を持つのに対し、b)は‘For everybody, it is not true that they love Mary.’の意で、(iv)の構造を持つ。このような事実は、Indも数量詞同様、作用域を持ち、LFで繰り上げの対象となる要素と分析することの妥当性を示唆しているものと思われる。

はない。話者が真実性を主張しているのは文全体が表す命題についてである。これを裏付ける事実として、これらの従節に 'it is (was) true that' を挿入すると、たとえば (3.139a) の場合、'Mary will come here if it is true that John does.' のような意味上不適格な文が生じる。Ind の繰り上げが行なわれないこれらの従節においては、Ind が適切な作用域を持たず、したがってこの標識はその意味上の機能を果たさない（それゆえ、これらの従節は①命題のみを表し、②命題の真実性を表さない）と考える¹⁹⁾。

定言的平叙文の統語構造に含まれる要素とそれが表す意味①、②の関係は以上に述べた通りであるが、定言的平叙文の発話の意味には、さらに、発話の力である③、④が含まれる。(3.133b)のような定言的平叙文の表層の形式を見るだけでは、発話の力がこの文の意味構造にどのようにかかわるかは明らかでないが、遂行分析などで用いられている手法を用いて、ある人物が行なった発話行為の報告をする表現と比較すると、そのかかわりがある程度明らかになる。Bill という人物が (3.133b) を発話し、それを別の人物が報告すると次のようになる。

(3.140) Bill said that (it was true that) John came here.

この報告文の 'Bill said' の部分が Bill の発話行為の意味効果、すなわち、発話の力を表しており、しかも that 節の内容、すなわち、(3.133b)の①命題、および②命題の真実性をその伝達内容としていることは明らかである。したがって、(3.133b) の発話の意味の構造（つまり、発話の意味構造）は、次のように、発話の力が命題部（①命題+②命題の真実性）をその作用域に含む構造と考えられる。

(3.141) 発話の力(命題部)

19) ここで、主節の命題から独立した真実性を持ち得ない従節といっているものと、後述の独立した真実性を表すことのできる（それゆえ、真理的法性的顕現化を生じさせる）従節の区別は、Allen (1966, pp 176-179) の指摘する「拘束節」(bound clause) と「自由節」(free clause) の区別に相当する。Allen によると、これら二種類の節の相違が最も顕著に現れるのは節が未来のことを表す場合で、次例に見るような場合自由節は未来を表す will を含むが、拘束節はそれを含み得ない。

(i) Mr. Dex will go home at five-thirty if he *has finished* his work by then.——Allen, 1966 [if 節は拘束節。'...if he will have finished...' は不可]

(ii) Mr. Dex will go home at five-thirty because he *will have finished* his work by then.——Ibid. [because 節は自由節]

本文の (3.139 a) の従節（拘束節）は will を含み得ないことに注意。同じ if 節でも、それが主節から独立した真実性を表し得る自由節の場合には、次例のように will を含み得る。

(iii) I don't want to call on Mrs. Fustle, but I'll see her if it *will do* any good.——Ibid.
なお、拘束節と自由節の区別について詳しくは荒木ほか (1977, § 2.2.2.) 参照。

発話の力は、上述のように、③命題態度（命題部（①+②）についての話者判断／信念）と④発話の目的（その認識を聴者に伝達し、命題が真であることを知らせる）に分かれる。陳述表示型の発話行為を遂行する定言的平叙文の④発話の目的の意味効果を‘I SAY to you (P)’、命題態度を‘I BELIEVE (P)’ [Pは命題部の略号] と表し²⁰、さらに、①命題を‘p’、②命題の真実性を‘TRUE (p)’と表すとすると、これまで述べた①～④の四つの意味要素間の関係からして、定言的平叙文の発話の意味構造の具体的な内容は次のような。

(3.142) I SAY to you(I BELIEVE(TRUE(p)))

[=I say to you that I believe that it is true that p.]

このような発話の意味構造を持つ文、たとえば (3.133b) John came here. が伝える意味をここでもう少し詳しく考えて見よう。定言的平叙文が遂行する陳述表示型の発話行為の目的は、命題の真実性についての話者の信念（または判断）、すなわち命題態度を聴者に伝達し、知らせることである。したがって陳述表示型の発話行為において話者の命題態度も、命題の真実性 (TRUE(p)) と共に聴者に伝達される内容の一部を成す。聴者への伝達（通知）という発話の目的を‘I SAY to you (P)’で表すとすると、伝達内容は P であることになる。陳述表示型の発話行為においては命題態度も命題の真実性と共に伝達内容を成すということであれば、(3.142) に示したように、定言的平叙文の発話の意味構造は、I SAY to you (P) の P の内容として I BELIEVE(TRUE(p)) を含むものとしなければならない。

ところで、発話の目的と命題態度の関係はどの型の発話行為においても陳述表示型の場合のように発話の目的の伝達内容の一部に命題態度が含まれるということではない。行為指導型の発話行為を遂行する典型的な表現である命令文の場合を考えて見よう。

(3.143) Come here.

20) 定言的平叙文は、陳述表示型の発話行為を遂行する場合に限っても、Kiparsky and Kiparsky (1971, p.367) によると二通りにあいまいであるという。たとえば、He is an idiot. という文（の発話）は、Is that a fact or is that just your opinion?と問い合わせができることからも明らか通り、話者が事実を報告しているとも、自分の信念（意見）を述べているとも解釈できる。本稿の分析においては、このあいまいさは命題の真実性に対する話者の認識、すなわち、命題態度にかかわるものと捉えることができる。話者が he-be-an-idiot という命題を完全に立証された事実と認識していて、その命題を聴者に伝達すれば、その発話は事実の報告になり、他方、話者がその命題が真であると見ずから判断してそれを伝達した場合には、自分の信念（意見）を述べていることになる。本稿で問題にする認識的法性の「引き出し」（顕現化）は、定言的平叙文が話者の信念（意見）を伝達する場合に生じるので、ここでは命題態度は‘I BELIEVE’ という話者の信念を表す内容に限定して議論を進める。

のような命令文の発話の意味として、定言的平叙文のそれに対応する次の四種の内容を考えられる。

- ①'命題：you-come-here という事態'
- ②'命題の実現：命題の表す事態が実現されるべきこと'
- ③'命題態度：命題（内容）を実現してほしいという話者の願望'
- ④'発話の目的〔意図〕：命題（内容）を実現するよう（自らの権限により）聴者に強要する。'

命令文の④'発話の目的'を 'I ORDER you (to bring about p)', ③'命題態度'を 'I DESIRE (you to bring about p)' と表し、②'命題の実現（されるべきこと）'を 'x to BRING ABOUT (p)' [x は p を実現するべき人物を表す変項] と表すとすると、命令文 (3.143) の発話の意味構造は次のように表示することができる。

(3.144) I ORDER you <I DESIRE(you to BRING ABOUT(p)) [= I order you, because I desire it, to(bring it about that you)come here.]

命令文 (3.143) が〈命令〉という発話行為を遂行する場合、その発話の目的は命題you-come-hereの実現を聴者に強要することであるが、この場合強要される内容は命題の実現であって、（命題の実現に対する）話者の願望という命題態度ではない。〈命令〉のような行為においては、命題の実現に対する願望という命題態度は、むしろ、発話の目的を生む「動機」(motivation) である。因に、Motsch (1980) は命題態度を次の4つの基本的な種類に分類することを提案しているが、行為指導型発話行為の「願望」という命題態度は2)の「動機的態度」に属するものとしている。

- 1) 認識的態度 (epistemic attitude.)
- 2) 動機的態度 (motivational attitude)
- 3) 意志的態度 (intentional attitude)
- 4) 規範的態度 (normative attitude)

なお、この分類の1)認識的態度、3)意志的態度は、それぞれ、§2.5で述べた陳述表示型発話行為の命題態度「信念/判断」、行為拘束型発話行為の命題態度「意志」に相当する。また、4)規範的態度は本稿で行為指導型発話行為の命題態度として「願望」に加えて想定した「当為判断」に相当する。

さて、認識的態度である「信念／判断」は、上述のように、陳述表示型の発話行為の目的 'I

SAY to you (P)' によって伝達される内容の一部となるのに対し、行為指導型発話行為の命題態度である動機的態度（願望）および規範的態度（当為判断）はあくまでも発話の目的を生む「動機」であって、発話によって伝達される内容を成すものではない。この相違は次のような例を比較すると明らかとなる。

- (3.145) a. *John came here, though I don't believe he did.
 b. Go home, though I don't want you to.

(3.145a) では John came here という定言的平叙文の発話によって命題の真実性に対する話者の命題態度 (I BELIEVE (TRUE (John-come-here)))²¹⁾ [=I believe it true that John came here] が発話の伝達内容として聽者に伝達され、この内容が though 節の内容と矛盾するので (3.145a) は全体として変則的 (anomalous) な文となるものと考えられる。ここで発話の「伝達内容」という概念をもう少し明確にしておこう。本書で発話の伝達内容というものは、§ 1.2.1.2. で述べた Davies (1979) の主張する “literal mood meaning” [LMM] に近い概念のもので、文が発話された場合に持つ、文脈に依存しない（すなわち、その文がどのような文脈で発話された場合でも共通して持つ）基本的な言語的意味を指す。John came here. という定言的平叙文の発話は、どのような文脈で発話されたとしても、上述の①命題、②命題の真実性、③命題態度（認識的態度）、という三つの内容を共通して聽者に伝達する（なお、John came here. といった文の発話は典型的には〈陳述〉、〈報告〉といった発話行為を遂行するが、文脈によつては〈承認〉、〈告白〉、〈警句〉ほか様々な発話行為を（間接的に）遂行し得るので④発話の意図は文脈に依存して変化するものと考えられる）。したがって、本稿では、定言的平叙文の命題態度、すなわち、認識的態度は、この文の発話の伝達内容の一部と見なす。ただし、John came here. のような文においては言語表現によって言明 (express) されるのは命題（内容）のみであるので、この文の発話の伝達内容の一部である命題の真実性と命題態度（認識的態度）は意味論的含意 (implication) として伝達されるものと考える。したがって、(3.145a) が非文であるのは、次のような文が非文であるのと同種の理由によるものであると考える。

- (3.146) *John managed to open the door, though it didn't open.

含意動詞 manage を含む主節は「戸が開いた」ことを意味論的に含意しているのに対し、though 節がそれを否定する内容になっているところにこの文の矛盾が存在するが、(3.145a) の主節も

21) この表示は問題の命題態度が前注で述べた話者の信念である場合の表示であるが、(3.145 a) の John came here の部分が前注で述べた事実の報告であったとしても (3.145 a) 全体は矛盾文となることには違ひがない。

'I believe it true that (John came here)' を意味論的に含意するのに対し, though 節がそれを否定する内容となっているという同様の理由でこの文の変則性が生じているものと思われる。

認識的態度が意味論的含意として伝達されるのに対し, 行為指導型の発話行為を遂行する命令文の命題態度, すなわち, 動機的態度または規範的態度は命令文の発話によって意味論的に含意されず, その伝達内容には含まれない。たとえば, 〈命令〉や〈要請〉などの発話行為を遂行する Go home. という命令文は, 'I want you go home.' という話者の願望を必ずしも含意しない。たとえば, 先生が学校に居残っている生徒に

(3.147) Go home. You are not supposed to stay at school after 6 p.m.

と言った場合, Go home. という命令文にかかる話者の命題態度は 'I want you go home.' という話者個人の願望(動機的態度)というより, むしろ「(校則に照らすと) 家に帰るべきだ」という話者の当為判断(規範的態度)であろう。他方,

(3.148) Go home if you want to.

のような文脈での命令文を発する話者の命題態度は, 聴者が命題を実現することを願望するというより, 命題の実現を願望する聴者がそれを実現することに対する容認の気持ちである。このように, 命令文を発する際の話者の命題態度は, 定言的叙文にかかる認識的態度の場合と異なり, 命令文という表現形式固有の伝達内容として一定した内容を持つものではなく, 文脈に依存して「願望」「当為判断」「容認」と変化するものである, したがって, (3.145a) の定言的平叙文が意味矛盾を含むことになるのに対し,

(3.145) b. Go home, though I don't want you to.

における命令文は意味論的に話者の「願望」を含意するものではないので, この文全体として意味論的矛盾を含むことにはならない。この (3.145b) の文脈では命令文にかかる命題態度は(聴者の命題の実現に対する)話者の「容認」と解釈でき, この命題態度はこの文の発話によって含意されると見なすことも可能であるが, この場合の含意は意味論的含意ではなく, 語用論的含意と見なすべき性格のものである。

以上, 陳述表示型発話行為の命題態度である認識的態度はその発話行為を遂行する文の意味論的含意として伝達されるのに対し, 行為指導型発話行為の命題態度である動機的態度や規範的態度は文の伝達内容の一部としての意味論的含意ではなく, 文脈に存在して生じる語用論的含意として伝えられるものであることを見てきた。本稿では, この命題態度の相違をそれを表

示する記号の相違によって表すことにしている。命題態度が意味論的含意（伝達内容）として伝えられる認識的態度である陳述表示型発話行為を遂行する定言的平叙文の発話の意味構造は、

(3.142) I SAY to you(I BELIEVE(TRUE(p))) [=I say to you that....]

のように、命題態度の部分も (I BELIEVE (...)) と () で表示する。これに対し、意味論的含意（伝達内容）ではなく、語用論的含意として伝えられる命題態度を含む行為指導型の発話行為を遂行する命令文の発話の意味構造は、

(3.144) I ORDER you <I DESIRE(you to BRING ABOUT(p)) [=I order you....]

のように、命題態度の部分は <I DESIRE (...) と < で表示する。前章すでに用いた発話の目的の略号 IP、命題態度の略号 PA、命題の種類を区別する命題的法性の略号 PM、(単純) 命題の略号 p を用いて陳述表示型の行為指導型の発話の意味構造を示すと、

(3.149) a . IP(PA(PM(p))) [陳述表示型]
 b . IP<PA(PM(p))) [行為指導型]

となる。

3.2.3.2. 発話の意味構造分析の妥当性

本稿の法助動詞の意味分析の狙いは、法助動詞の各種の用法をその核意味と法助動詞を含む文の発話の意味構造との相関関係によって説明しようというものである。核意味は法助動詞固有のものであるので別として、発話の意味構造は個々の表現とは無関係に、文の発話の意味の構造として一般的に仮定した構造であるので、この構造は法助動詞以外の表現の機能を説明する上でも有効に用いられ得るものでなければならない。本節では、接続詞に導かれた副詞節や法助動詞以外の法表現の意味機能を発話の意味構造分析が如何に適切に説明することができるかを示し、発話の意味構造の有用性が法助動詞の意味分析のみに限定されるものではなく、法助動詞に類似した意味機能を持つ表現一般に有効な、一般的な有用性を持つ構造であることを示すことにしたい。

Quirk et al. (1985, §§15.20-21) は接続詞に導かれた副詞節の機能を i) adjunct, ii) content disjunct, iii) style disjunct に分類する。ここでは、便宜上、i), ii), iii) の機能を果たす副詞節を、それぞれ、「Ad 節」、「CD 節」、「SD 節」と呼び、またこれらの節を導く接続詞を、それぞれ、「Ad 接続詞」、「CD 接続詞」、「SD 接続詞」と呼ぶことにしよう。これら三種の

機能を果たす実例を Quirk et al. (1985) から引用しておこう。

(3.150) Adjunct:

- a . I have been relaxing *since the children went away on vacation.*
- b . He looked after my dog *while I was on vacation.*
- c . He likes them *because they are always helpful.*

(3.151) Content Disjunct:

- a . He took his coat, *since it was raining.*
- b . My brother lives in Manchester, *while my sister lives in Glasgow.*
- c . He brought me a cup of coffee *although I had asked for tea.*

(3.152) Style Disjunct:

- a . *Since you don't seem to know*, all further negotiations have been suspended.
- b . *While we've on the subject*, why didn't you send your children to a public school ?
- c . I have nothing in my bank account, *because I checked this morning.*

Quirk et al.によると (3.150) の Ad 節は主節が表す事態に含まれる状況 (circumstances) を表すのに対し、(3.151) の CD 節は主節の内容に対するコメントを表し、(3.152) の SD 節は主節の発言の仕方に関するコメントを表す。Quirk et al.の説明をもう少し具体的に言い直すと、Ad 節は主節の表す一つの出来事 [状態も含めた概念として用いる] が発生する時、場所、理由、条件などを表すのに対して、CD 節を導く CD 接続詞は、主節の表す出来事と CD 節自体の表す出来事の二つの出来事が相互に持つ関係 (因果関係、対立関係など) を表す。他方、SD 節は主節が遂行する 〈陳述〉、〈質問〉といった発話行為の発話の力を修飾する節である。

ここで副詞節のこれら三種の機能と発話の意味構造の関係を見てみよう。主節の命題が表す出来事を *p* とし、接続詞に導かれた副詞節の命題が表す出来事を *q* とすると、Ad 節は主節の命題 (出来事) の一部を成すものであるので、Ad 接続詞に導かれた *q* が *p* の一部を成すという関係を '*p-q*' と表すとすると、(3.150) の Ad 節を含む文の意味構造は IP(PA(PM(*p-q*))) という形式を取ると表示することができる。他方、*q* が *p* の一部を成すのではなく、*q* と *p* がそれぞれ独立した二つの出来事を表し、それら二つの出来事の間のなんらかの関係 (因果関係、対立関係など) を表す接続詞の機能を '>>' という記号で表示することにすると、CD 節を含む (3.151) の文の発話の意味構造の形式は IP(PA(PM(*q>p*))) と表すことができる。さらに *q* が表す出来事が理由／動機となり *p* の 〈陳述〉を行なうという、従節の出来事と主節の発話が遂行する発話行為の関係を表す SD 接続詞が用いられている (3.152) の発話の意味構造は *q>IP(PA(PM(*p*)))* と表示することができる。以上に述べた副詞節の種類と発話の意味構造の関

係をまとめると次のようになる。

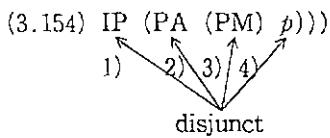
- (3.153) AD 節 : IP(PA(PM($p=q$)))
- CD 節 : IP(PA(PM($q>p$)))
- SD 節 : $q>IP(PA(PM(p)))$

Quirk et al.(1985)からの引用例を用いてこれらの関係を確認しておくと、たとえば、同じ since を含む

- (3.150) a. I have been relaxing *since the children went away on vacation.*
- (3.151) a. He took his coat, *since it was raining.*
- (3.152) a. *Since you don't seem to know*, all further negotiations have been suspended.

の三つの文のうち since 節が Ad 節である (3.150a) においては、since 節は主節の出来事の発生の時間的起点を表し、出来事を表す主節の命題の一部を成す。他方、since 節が CD 節である (3.151a) においては、since は主節の出来事 p (「彼がコートを持って行った」) と從節の出来事 q (「雨が降っていた」) の因果関係を表し、そして $q>p$ の関係があったということが〈陳述〉という一つの発話行為の命題の内容を成す。また、since が SD 接続詞の機能を果たす (3.152a) においては、since 節は、「あなたはご存知ないようだから申しますが、...」というように、主節の発話によって〈陳述〉という発話行為を遂行する理由または動機を示すものである。(3.150a) (3.151a), (3.152a) に見る since 節の機能のこのような相違は (3.153) に示した対応する発話の意味構造が適切に表しているものと考える。

ところで、(3.153) にまとめた副詞節の種類と発話の意味構造の関係を、発話の意味構造の四部分 (すなわち、IP, PA, PM, p) と副詞節の機能という観点から眺め直すと、Ad 節は命題 p と結合してその一部を成すのに対し、從節の表す出来事を主節の表す出来事に関係づけるという disjunct の機能を「修飾」と呼ぶとすると、CD 節は主節の発話の意味構造に含まれる命題 p を修飾するものであり、他方 SD 節は主節の発話の意味構造の IP 部を修飾するものであることがわかる。disjunct の機能を果たす副詞節のうち Quirk et al. (1985) の分類による CD 節は主節の発話の意味構造の p を、SD 節はその IP を修飾するものであるとすると、発話の意味構造分析に従うと、disjunct の機能を果たす副詞節には、さらに、PA を修飾するものと PM を修飾をするものが存在することが予想される。予想される disjunct の機能は図示すると次の 2) と 3) の場合である。



disjunct の 2) と 3) の機能が SD 節の 1), CD 節の 4) の機能と明確に異なり、2) と 3) の機能を果たす disjunct が英語に実際に観察されるとすれば、発話の意味構造分析が従来の分析よりきめの細かい、より適切な分析であることが実証されたことになる。そして、発話の意味構造分析がこのように予測する disjunct の 2), 3) の用法が実際に存在することを次に見ることにしよう。

disjunct に (3.154) に示した 2) PA 修飾と 3) PM 修飾の用法が存在するか否かに関しては、if 節の用法に関して Palmer が述べていることにまず注目してみよう。Palmer(1974, § 5.5.2; 1987, §§7.4.1-2) は if を含む条件文に次の四つの型があることを指摘する。

(3.155) i) 一つの出来事が生じれば、それに応じて別の出来事が生じることを予言する [予言型 (predictive type)]

a. If it rains, the match will be cancelled.

ii) 二つの習慣的行為が if によって結びつけられている。if が 'whenever' に近い意味を表す [whenever 型]

b. If it rains, I go by car.

c. If they study, they stay in their rooms.

iii) 一つの節 (の表す命題) が真であることが別の節 (の表す命題) が真であることを含意する [含意型 (implication type)]

d. If he acts like that, he is a fool.

e. If John comes tomorrow, Mary left yesterday.

iv) if 節の表す命題が真であるとすれば、主節の表す情報を提供することの適切な理由となることを表す。If..., it is relevant to say that ...'の意 [relevance 型]

f. If you're going out, it's raining.

g. If you want to know, I haven't seen him.

Palmer のこの if 節の用法の分類と Quirk et al.(1985) の副詞節の用法の分類を比較すると、ii) whenever 型の if 節は主節の出来事が生じる時 (場合) を規定するものであるので Ad 節に相当し、i) 予言型の if 節は if が二つの出来事が生じる因果関係を示すので CD 節に相当し、iv) relevance 型の if 節は <陳述> という発話行為遂行の理由を表すものであるので SD 節に相

当する。Palmer の分類で注目すべきは iii) の含意型の if 節の用法である。この型の if 節は、if が従節と主節が表す二つの事態の間の関係を示すという 3 点では CD 節の一種であるが、i) の予言型のように二つの出来事間の物理的な因果関係を示すのではなく、if 節の命題が真であれば主節の命題が真となるという含意の関係を表すところにその特色がある。

- (3.155) d . If he acts like that, he is a fool.
- e . If John comes tomorrow, Mary left yesterday.

といった含意型は、if 節の表す出来事が原因で主節の出来事が発生するという物理的因果関係を表すのではなく、if 節の命題が真であれば主節の命題が真となるという命題間の含意関係を表す。Palmer も示唆しているように、含意型には、上例のようなもの以外に ‘if p then q ’ という形式の純粹に論理的な含意を表す条件文も含まれる。

- (3.156) a . If John is a bachelor, then he is unmarried.
- b . If the car is red, then it has a color.

Palmer がこの含意型に属する特殊な例として挙げているものに、Quirk et al. (1985, §15.37) で ‘rhetorical conditional’ と呼ばれている、次のような条件文がある。

- (3.157) a . If he's the Prime Minister, I'm a Dutchman.—Palmer 1974
(彼が首相であったら首をやる)
- b . If he's Marconi, I'm Einstein.—ibid. (彼がマルコーニのような大学者であるというなら、私はさだめしアインシュタインだ>私がアイシュタインでないのと同様、彼がマルコーニのような大学者であるはずがない)

(3.156)、(3.157) の条件文で注目すべきことは、これらが「if 節の命題が真であれば主節の命題が真である」という（論理的）含意関係を主張するものであるため、次に示すように、いずれも（修辞的効果は別にして）意味を変えずに ‘it is true that...’ を補うことができることである。

- (3.156)' a . If *it is true that* John is a bachelor, then *it is true that* he is unmarried.
- b . If *it is true that* the car is red, then *it is true that* it has a color.
- (3.157)' a . If *it is true that* he is the Prime Minister, *it is true that* I am a Dutchman.
- b . If *it is true that* he is Marconi, *it is true that* I am Einstein.

このようにパラフレーズが可能であることから明らかなことは、(3.156)、(3.157)の各文における if は二つの命題の真実性 ($PM[=TRUE](p)$) を結びつける役割を果たしているということである。したがって、(3.156)、(3.157) の文の発話の意味構造の形式は、次に示すように、if 自体が真理命題 ($PM[=TRUE](q)$) を従え、主節の真理命題 ($PM[=TRUE](p)$) を修飾する内容のものとなる。

(3.158) IP(PA($PM(q) > PM(p)$))

(3.156) の論理的含意を表す条件文の発話の意味構造がこの形式であることは説明を要しないであろう。(3.157) の修辞的条件文の修辞的効果も if 節の命題が真であれば主節の命題が論理的（または必然的）に真であるという関係から生じるものである。たとえば(3.156a) は、he-be-the-Prime-Minister という命題が真であれば、I-be-a-Dutchman (I'm a Dutchman は 'I'm not what I am' の意の慣用表現で、if 節の内容を強く否定・断定するもの) という主節の命題が必然的に真となるという関係を利用したもので、if 節の命題が真であれば、あり得ない内容の主節の命題が必然的に真となる、すなわち、if 節の命題は絶対に真ではない、ということを述べる反語的修辞表現であると考えられる。

さて含意型の条件文の特徴は、上述のように、if 節自体が $PM[=TRUE](q)$ という真理命題を含むという点である。(3.156)、(3.157) ではこのように真理命題を含む if 節が主節の真理命題を修飾している。if 節が真理命題を含む、すなわち、if が真理命題を導くという含意型条件文の特徴についてここでもう少し詳しく述べておかなければならぬ。Quirk et al.(1985) の分類による Ad 接続詞や CD 接続詞は、(3.153) に示したように、出来事を表す単純命題を導くに過ぎない。if 節を例にとると、CD 節、Ad 節である(3.155a)、(3.155b) の if 節には 'it is true that...' を補うことはできないことに注目されたい。

(3.155) a'. *If it is true that it rains, (it is true that) the match will be cancelled.
b'. *If it is true that it rains, (it is true that) I go by car.

ところで、真理命題を含むか単純命題を含むかによって機能の相違が問題となるのは従節の場合であって、主節の場合は、どの主節もその発話が陳述表示型の発話行為を遂行する限り、真理命題と単純命題を含む。しかしながら、一般に主節が真理命題を含むという場合の真理命題と、含意型の if 節に含まれる真理命題は少し性格が異なる。たとえば、次の(3.159a) の独立文（主節）の発話の意味構造は、通常の文脈でこの文が発せられた場合、(3.159b) のようになる。

(3.159) a. He worked very hard.

b. I SAY to you (I BELIEVE (TRUE){(he-work-very-hard)}))²²⁾

(3.159a) の発話で（言語表現によって）表明され、主張される内容は、(3.159b) で { } で示した単純命題の内容の「彼が一生懸命勉強した」という出来事であり、発話の目的(IP) 命題態度(PA)，命題的法性(PM)は含意としてのみ伝達される。真理命題に含まれる PM[= TRUE] が (3.159a) におけるように含意される場合とそれが表明（主張）される場合の相違は、(3.159a) と次の (3.160) を比較すると明らかである。

(3.160) It is true that he worked very hard.

(3.159a) が通常の文脈、たとえば、

(3.161) Do you know why he looks unhappy? *He worked very hard*, but he didn't pass.

のような文脈で発せられた場合には、上述のように、単純命題が表す出来事を新情報として伝達する。これに対して、(3.160) は「彼が一生懸命勉強した」ことの真実性(PM)を表明（主張）するものである。したがって、命題の真実性を問題にしていない (3.161) のような文脈で He worked very hard の代わりに (3.160) を用いると奇妙な意味となってしまう。(3.161) とは異なり、It is true that he worked very hard, but he didn't pass. と独立で述べた場合には、「たしかに（間違なく）... ではあるが」という命題の真実性が表明（主張）されるところから、(3.161) には含まれない譲歩的な意味合いが生じてくる。(3.160) との比較からわかるように、(3.159a) のような独立文である定言的平叙文が通常の文脈で発話された場合には、その PM は、IP や PA と同様、含意としてのみ伝達される。独立文（主節）の定言的平叙文は真理命題を含むが、通常の文脈では真理命題(PM(p)) そのものを表明（主張）するものではないことを今まで見てきたが、このような定言的平叙文が真理命題を表明（主張）すると思われる文脈が存在することを付言しておかなければならない。肯定や否認の文脈がそれである。

(3.162) A : I hear he worked very hard to pass the examination.

B : Yes, *he worked very hard* [=that's true].

(3.162) におけるように、先行の文脈（話者Aの発話）で表明されている（単純）命題he-work-

22) 時制(tense)は、ここでは無視している。

very-hardを反復することから成る話者Bの発話は、(3.159a)と同内容のものであるが、(3.159a)と異なり命題が表す出来事を新情報として伝達するものではなく、(先行文脈で言及されている)命題の真実性(PM(*p*))を肯定する(affirm)ものである。(3.162)の文脈で話者BがNo, he didn't (work very hard),と否定辞を付けて命題を反復し、否認を行なった場合も同様で、命題の表す出来事が発生しなかったことを伝達するのではなく、命題の真実性を否定することになる。このように、肯定や否認の文脈で肯定／否認を表す定言的平叙文は、一見単純命題のみを表明するかに見えて、実際には真理命題を表明(主張)しているのである。同じ命題内容を伝達するものでありながら、(3.161)の文脈の出来事のみを伝達するHe worked very hardには上述のようにit is true that...を補い得ないのに対し、肯定の文脈の(3.162)におけるhe worked very hardはit is true that he worked very hardと言い換え可能であることに注目されたい。この(3.162)の話者Bの発した文におけるように、it is true that...という命題の真実性を表明する表現が含まれないにもかかわらず、実質的には命題の真実性が主張(assert)される場合、通常の文脈では含意として隠れている意味が、言語表現によって表明される意味と同様、表立って主張されていることになるところから、命題の真実性、すなわち、真理命題のPMが「顕現化する」と呼ぶことにしよう。

顕現化という観点から見ると、含意型の条件文のifは、上で見たように、真理命題を導き、そのPMを顕現化するものである。それゆえ、(3.156)、(3.157)のif節は(3.156)'、(3.157)'に見るようにif it is true that...とパラフレーズ可能なのである。このifのように、真理命題を導き、そのPMを顕現化する接続詞を、便宜上、「真理接続詞」と呼ぶことにしよう。真理接続詞はQuirk, et al.(1985)に分類に従うとCD節を導くCD接続詞に属することになるが、その中の特別な機能を持つ種類ということになる。真理接続詞の機能を果たす接続詞はifだけでなく、CD接続詞に属するalthough, while, asなども真理接続詞としての機能を持つ(it is true that...を補っても意味の変化が生じないことに注意)。

- (3.163) a. *Although* (it is true that) he is a good teacher, he is not much of a scholar.
- b. *While* (it is true that) he is a good pianist, he is also an outstanding composer.
- c. *Unlikely as* (it is true that) it sounds, what I'm telling you is true.

真理接続詞の特徴は、従節の命題の真実性と主節の命題の真実性の関係を表すということで、含意型条件文のifは従節と主節の二つの命題の間の含意関係を表すのに対し、上例中のalthough, while, asなどは相対立する(または、そのように思われる)内容の二つの命題が共に真である(その真実性が両立する)という関係を表す。いずれにしても、真理接続詞は命題の真実性(すなわち、真理命題のPMである真理的法性)を問題にするのがその特徴であり、その点で(3.162)に例示した真実性を肯定(否認)するのに用いられた定言的平叙文の用法と

機能を同じくするものである。そして、真理接続詞に導かれた従節で、肯定や否認の機能を果たす定言的平叙文におけるのと同様の命題の真実性（真理的法性）の顕現化が生じるとすれば、これらの顕現化が生じる文脈は同種のもの、すなわち、命題の内容よりその真実性（真理的法性）が問題にされる文脈ということになる。

真理接続詞が真理命題を導き、その PM(すなわち、真理的法性) を顕現化することを上で述べたが、次に真理接続詞に導かれた副詞節全体が主節の意味にどのようなかかわりを持つかを見てみよう。真理接続詞は、それ自体真理命題を従えるのに加え、その意味機能が真理命題間の関係を表すものであるところから、主節の真理命題を修飾し、そしてその真理的法性を顕現化する機能を持つ。真理接続詞である含意型の条件文の if についてはすでにこのことを確認した。(3.156a) If John is a bachelor, then he is unmarried. / (3.157a) If he's the Prime Minister, I'm a Dutchman. のような含意型の条件文は、すでに見たように、主節と従節の双方に it is true that... を補うことができる。

(3.156)' a. If *it is true that* John is a bachelor, then *it is true that* he is unmarried.

(3.157)' a. If *it is true that* he is the Prime Minister, *it is true that* I am a Dutchman.

従節だけでなく主節にも it is true that... を文意を変えずに補い得るということは、含意型条件文の真理接続詞 if が従節だけではなく主節においても真理的法性の顕現化を行なっていることを示していると考えられる。二つの対立する内容を含む命題が共に真であることを表し、議歩節を導く although, while, as などの真理接続詞の場合も同様で、主節の真理的法性が顕現化することは (3.163) の各文の主節に文意を変えることなく it is true that... を補い得ることからわかる。

(3.163)' a. Although (it is true that) he is a good teacher, *it is true that* he is not much of a scholar.

b. While (it is true that) he is a good pianist, *it is also true that* he is an outstanding composer.

c. Unlikely as (it is true that) it sounds, *it is true that* what I'm telling you is true.

ここで主節の発話の意味構造と従節の関係に話をもどして、真理接続詞に導かれた従節による主節の真理的法性の顕現化という現象が発話の意味構造分析でどのように説明できるかを述べておこう。Quirk et al.(1985) の分類でいう disjunct は、すでに (3.153) に示したように、発話の意味構造との関係で述べると、CD 節は命題 ϕ を、SD 節は IP を修飾するものである。

(3.153) から disjunct に関する部分のみを再度示すと次のようである。

(3.164) CD 節 : IP(PA(PM($q > p$)))

SD 節 : $q > IP(PA(PM(p)))$

disjunct が命題 p を修飾する場合は、 p の内容がすべて表明されているので顕現化は問題にならない。これに対し、disjunct が IP を修飾する場合には明らかに顕現化が生じる。

- (3.165) a. *If you will allow me to say so, your attitude is equally racist.* — Quirk et al. 1985
 b. *I'm in charge here, in case you don't know.* — ibid.
 c. *What does the word mean, since you're so clever?* — ibid.

これら SD 節を含む文では言語表現によって表明されている主節の内容は命題部分のみである。しかし、これらの文の伝達内容はそれぞれの発話行為を表明する遂行動詞を補って次のように表現した場合と同じである。

- (3.165)' a. *If you will allow me to say so, I say to you that your attitude is equally racist.*
 b. *I say to you that I'm in charge here, in case you don't know.*
 c. *I ask you what the word means, since you're so clever.*

ここで注目すべきは (3.165) の各文が発話された場合に主節の IP が顕現化し、それが含意としてではなく、主張内容の一部として聴者に伝達されるということであり、その顕現化が主節の IP を SD 節が修飾することによって引き起こされているということである。因に、IP の顕現化が生じるのはそれを修飾するのが SD 節である場合に限らない。次に示すように、単一の副詞が IP を修飾する場合にも同じ顕現化が生じる。

- (3.166) a. *Honestly, John is serious.* [=Honestly speaking, John is serious.]
 b. *Frankly, is John serious?* [=I ask you frankly if John is serious.]

23) 「言語表現によって表明されるのと同じ意味効果を持つ」とは、たとえば、(3.166 a)の IP を修飾する *honestly* が *honestly speaking* と同義なる場合のように、*honestly* が単独で用いられても、IP を表明した *speaking* を伴う場合と同じ意味を持つということである。

定言的平叙文が単独で発せられた場合に通常は含意されるのみの発話の意味構造の要素が、それに修飾語が付くと顕現化する（言語表現によって表明されるのと同じ意味効果を持つ²³⁾）ことをIPについて今見たのであるが、同じことがPMについても言える。単独の定言的平叙文の発話では含意されるのみの真理的法性（PM）が（3.163）のような文脈で顕現化するのは、真理接続詞に導かれた副詞節がそれを修飾するからであると考えられる。真理的法性の顕現化は、既述のように、命題が表す出来事よりもその真実性が問題となる文脈で生じると考えられ、先行文脈で言及された命題を反復することによって命題の内容よりもその真実性の如何を主張する肯定や否認の文脈がそのような文脈の一つであるが、真理接続詞に導かれた副詞節が主節を修飾する文脈も、同様に命題の真実性を問題にする文脈を成すのである。ここで考えられることは、（肯定や否認の文脈でない）通常の文脈で単独で発せられた定言的平叙文では含意されるのみのIP, PA, PMについて、

（3.167）IP, PA, PMのいずれかを修飾する要素が付加された場合、その意味（効果）が顕現化する（修飾語付加による顕現化の原則）

という原則を仮定することができるのでないかということである。

定言的平叙文のIP, PMに関してこの原則が当てはまるることは上で見たが、PAに関してもこの原則が成立することを次に見ることにしよう。Palmerが含意型条件文の例として掲げる

- (3.155) d. If he acts like that, he is a fool.
- e. If John comes tomorrow, Mary left yesterday.

をもう一度検討してみよう。この条件文は同じ含意型に属する（3.156）や（1.157）の条件文と少し性質が異なる。

- (3.156) a. If John is a bachelor, then he is unmarried.

においては、if節の命題と主節の命題の関係は、もし前者が真であれば論理的、必然的に後者が真となるという論理的含意関係である。「bachelor」という特性を持つ個体の集合は「unmarried」という特性を持つ個体の集合の下位集合を成すからである。

- (3.157) a. If he's the Prime Minister, I'm a Dutchman.—Palmer 1974

のような修辞的条件文の場合も同様で、if節の命題の真実性が主節の命題の真実性を論理的（必

然的)に含意すると主張しているところに、この条件文の修辞的効果が生み出されている。これに対して、(3.155d,e)の条件文の if 節と主節の命題の間にはこのような論理的含意関係は存在しない。(3.155d)の場合、he-act-like-that と he-be-a-fool の間には、(3.156)の if 節の命題と主節の命題の間のように発話の場面に依存しない純粋の論理的含意関係は存在しない。(3.155d,e)が含意型条件文であるとすると、if 節と主節の命題の真実性の間に認められる含意関係は、話者の自らの経験や知識に基づく(多分に主観的な)判断に由来するものと考えられる、すなわち、(3.155d,e)は、「命題 q の真実性は命題 p の真実性を論理的に含意する」と主張するものではなく、「命題 q が真であれば命題 p が真となると私は(自らの経験／知識から)判断する／考える」ということを主張するものである。したがって、(3.155d,e)は、

- (3.155) d'. If (it is true that) he acts like that, I believe it true that he is a fool.
- e'. If (it is true that) John comes tomorrow, I believe it true that Mary left yesterday.

とパラフレーズ可能であるが、このことは(3.155d,e)では話者の主観的判断、すなわち主節の命題に対する命題態度(PA)が顕現化することを示している。因に、英語では(言語表現によって表明されずに)顕現化する IP や PA が日本語では言語表現によって表明されないと不自然となることが多いが、(3.155e)の日本語訳は「ジョンが明日来るとすれば、メアリーは昨日立った」とするのは不自然で、「ジョンが明日来るとすれば、メアリーは昨日立った筈だ／ものと思う」のように話者判断を表明する表現を含むほうが自然である。このことも(3.155d,e)が PA の顕現化の生じる文脈であることを示唆しているものと思われる。(3.155d,e)における PA の顕現化に関して重要なことは、これらの条件文においては、if 節の命題の真実性が、(3.155d',e')のパラフレーズに見るように、主節の命題内容が真であるという話者の判断(命題態度)を生み出す根拠となっている点である。このことを発話の意味構造で示すと、(3.155d,e)の発話の意味構造は

- (3.168) IP(PM(q) > PA(PM(p))) [=If q is true, I believe it true that p .]

のように、真理命題(PM(q))を含む従節が主節の PA を修飾する形式のものであるということである。(3.155d,e)の特徴をこのように捉えることが正しいとすれば、この例は PA の顕現化も(3.167)の修飾語付加による原則に従うことを例証するものと言える。

修飾語付加による主節の PA の顕現化現象は、if 以外の真理接続詞を含む文にも見られる。

- (3.169) a. (You say he's deaf, but) he heard me screaming, because he came.

- Sweetser 1982 ((あなたは彼が耳が聞こえないと言うが) 彼がやって來たので、彼には私の叫び声が聞こえたのだと思う)
- b. *Since John isn't here, he has (evidently) gone home for the day.* —— ibid.
(ジョンはここにいないので、(明らかに)休日を過ごすため帰省したのだと思う)
 - c. *Although he came and saved her, he didn't hear the screams; he came by chance.* —— ibid. (彼がやって来て彼女を助けたけれども、彼は叫び声を聞かなかつたのだと思う。彼はたまたまやって來たのだ)

(3.169) の例はいずれも Sweetser (1982) からの引用であるが、Sweetser はこれらの例の特徴を次の (3.170) と比較して次のように説明する。

- (3.170) a. *He came because he heard me screaming.* —— ibid. (彼は私の叫び声を聞いたので、やって來た)
- b. *Since John isn't here, we'll just leave a note.* —— ibid. (ジョンはここにいないので、メモを置いておこう)
- c. *Although he didn't hear the screams, he came (by chance) and saved her.* —— ibid. (彼は叫び声を聞かなかつたけれども、(たまたま)やって来て彼女を助けた)

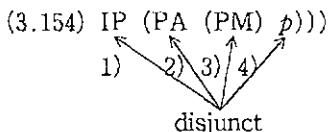
(3.170) の例では因果接続詞 (causal conjunction) の because, since や反意接続詞 (adversative conjunction) の although は從節と主節が表す二つの事態の実世界 (real world) での因果関係や対立関係を示す。たとえば、(3.170a) の because は「彼が私の叫び声を聞く」という事態が「彼がやって来る」という事態を引き起こす物理的ないしは心理的原因となつたことを表す。これに対し、(3.169) の例では同じ因果接続詞や反意接続詞が表す二つの事態の因果関係や対立関係は、実世界でのものではなく、認識的世界 (epistemic world) での関係である。たとえば、(3.169a) *He heard me screaming, because he came.*においては、because は「(近くに)やって來たので、彼は私の叫び声を聞いた」というふうに、「私の叫び声を聞いた」物理的原因を表すのではなく、「彼が私の叫び声を聞いた」と話者が判断 (認識) する根拠が「彼がやつてきた」という事実であることを表す。Sweetser が、このように、接続詞が二つの事態の認識的世界での関係を表すと説明する文脈が、まさに本稿でいう主節の PA の顕現化の生じる文脈である。(3.169a) も、(3.155d,e) の場合と同様、

- (3.169) a'. (You say he's deaf, but) *I believe it true that he heard me screaming,*

because (it is true that) he came.

とバラフレーズ可能である。「私の叫び声を聞いた」ことが「彼がやって来た」ことの実世界での原因である限り、結果から原因を推理する内容のこの文では、because 節はその推理の根拠を、主節は推理の結果得られる話者の判断（認識）を表すと解釈せざるを得ず、必然的に主節の PA の顕現化が生じる。上で、英語の文では（言語表現により表明されずに）顕現化する IP や PA が対応する日本語の文では言語表現によって表明されなければならないことが多い、と述べたが、(3.169a) の日本語訳は「彼がやって來たので、彼には私の叫び声が聞こえたのだと思う」のように「…と思う」という PA を表明する表現が不可欠である（これを欠く日本語訳は実世界の物理的因果関係を表すと解釈される）。このことも (3.169a) での PA の顕現化を裏付ける事実ではないかと思われる。

以上、副詞節およびそれを導く接続詞の用法について、Quirk et al. (1985), Palmer (1974, 1987), Sweetser (1982) など従来の研究が行なってきた分類や説明に比較して、本稿の発話の意味構造分析がより体系的で適切な説明を行なうことを見えてきた。発話の意味構造分析の説明をここで要約してもう一度述べておこう。一つの出来事が生じる時、場所、理由、条件などを表す adjunct は別にして、Quirk et al. の分類による disjunct については発話の意味構造分析は四つの異なる機能を持つことを予測する。この予測を示す (3.154) の図を再度見ることにしよう。



発話の意味構造分析は、この図が示すように、disjunct が主節の発話の意味構造の四つの部分のいずれも修飾することができ、いずれを修飾するかによって四つの異なる機能を果たすことを予測する。1) の IP を修飾する disjunct は Quirk et al. が style disjunct と呼ぶものであり、Palmer が relevance 型と呼ぶ if 節もこの類である。4) の \wedge 修飾の disjunct は Quirk et al. が content disjunct と呼ぶものであり、Palmer が予言型と呼ぶ if 節もこの部類に属する。ただし、Quirk et al. の分類による content disjunct はその定義からすると、(3.154) の図で言うと 2), 3) の修飾の仕方をする disjunct をも含むものと考えられる。Quirk et al. の分類ではすべて content disjunct の類に含められ、その特徴が見落されてしまうであろう特色ある disjunct の用法が、Palmer の指摘する含意型の if 節であり、Sweetser の言う認識的世界における 2 つの事態の関係を表す接続詞の用法である。この特色ある disjunct 用法は、発話の意味構造分析

が予測する 2) PA 修飾または 3) PM 修飾の disjunct の用法である。

このように、発話の意味構造に基づく分析は、これまでに異なった学者達によって認められれた disjunct の種々の用法のすべてを、主節の発話の意味構造とそれを修飾する disjunct の修飾の仕方に基づき統一的に説明できるというのがこの分析の第一の利点であると思われる。さらに、if 節の用法に限って見ても、Palmer の分類では含意型という単一の類を成すと見なされる条件文にも、論理的含意関係を表すもの（たとえば、(3.156), (3.157)）と話者主観的判断に依存した含意関係を表すもの（たとえば、(3.155)）の区別が認められるが、発話の意味構造分析においては、前者は if 節が主節の PM を修飾する場合、後者は if 節が主節の PA を修飾する場合に生じると説明でき、よりきめの細かい分析が可能となる。しかし、発話の意味構造分析の最大の利点と思われることは、それが disjunct（および類似の機能を持つ表現）の様々な用法を予測する（predict）ことができる点である。Quirk et al. や Palmer の分類は現実に存在する disjunct の用法の種類を記述したものに過ぎない。このような分類は disjunct（その他の表現）になぜ特定の用法が存在するのか、たとえば、if 節にはなぜ含意型条件文を生み出す機能が存在するのか、全く説明できない。文という言語表現の基本となる定言的平叙文の発話の意味を基礎にした本稿の発話の意味構造分析は、disjunct のような文修辞要素の機能を修飾する文の意味構造に基づいて分析するので、文修飾要素にどれだけの異なる修飾の仕方（用法）が存在するかを理論的に予測できる。したがって、発話の意味構造分析に基づけば、条件文に含意型が存在するのは、因果・反意接続詞に Sweetser の言う認識的世界の関係を表す用法が存在するとの同じ理由による、すなわち、真理命題を導く条件・因果・反意接続詞が主節の PA または PM を修飾し、それを顕現化することによる、と説明できる。発話の意味構造分析の予測（説明の可能な範囲）は、構造分析に基づく理論的予測であるので当然のことながら、その対象が disjunct に限らず、他の文修飾表現にも及ぶが、このことについては次節で述べる。

（未完）

References

- Allen, R.L. (1966) *The Verb System of Present-day American English*. The Hague: Mouton.
- Davies, E.C. (1979) *The Semantics of Syntax*. London: Croom Helm.
- Kiparsky, P. and C. Kiparsky (1971) "Fact". In D.D. Steinberg and L.A. Jakobovits (eds.) (1971) *Semantics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Motsch, W. (1980) "Situational Context and Illocutionary Force". In J.R. Searle, F. Kiefer, and M. Bierwisch (eds.) (1980) *Speech Act Theory and Pragmatics*. Dordrecht: D.Reidel, pp.155-68.
- 中野弘三 (1991) 「節の意味構造」中野弘三ほか（編）『言語の構造と歴史－荒木一雄博士古希記念論文集』東京：英潮社, pp. 393-402.
- Palmer, F.R. (1974) *The English Verb*. London: Longman.

- (1987) *The English Verb* (2nd Edition). London & New York: Longman.
- Quirk, R., S. Greembaum, G. Leech and J. Svartvik (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*. London & New York: Longman.
- Sweetser, E.E. (1982) "Root and Epistemic Modals: Causality in Two Worlds". *BLS* 8, pp. 484-507.